

## 第1条 適用範囲と目的

本規約は「ライフタイム・フィットネス」として運営するスポーツクラブ(以下「本クラブ」という)およびそれに発生する運営業務の利用に関し適用されるものとします。

また本クラブの会員が、クラブ内の諸施設を利用して、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

## 第2条 運営会社

本クラブは、株式会社マハロランド（以下「会社」という）より、委託を受けて、株式会社ライフチアーズグループ（以下「運営会社」という）が管理・運営をするフィットネスクラブです。

## 第3条 会員制度

本クラブは会員制とします。

- ① 本クラブに入会される方は、本規約を承諾し、所定の入会申込書・誓約書等を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより入会が認められ、施設を利用することができます。
- ② 本クラブの施設を初めて利用する場合は、必ず従業員より施設利用に関する説明を受ける必要があります。
- ③ 会員は、本規約、施設内諸規則、その他会社および運営会社が定める規則をすべて遵守しなければなりません。
- ④ 本クラブの会員の種類は別記載の通りとします。

## 第4条 入会資格

次の各号のいずれかに該当する者は本クラブの会員になることはできません。

- ① 本規約および本クラブの諸規則を遵守できない方。
- ② 本申込を行う方が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない方。
- ③ 入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できない方。外国籍の場合は、在留カード、特別永住者証明書を提示できない方。
- ④ 過去または現在において暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と会社または運営会社が判断した方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証できない方。
- ⑤ 医師等により運動を禁じられている方。
- ⑥ 所属する学校または団体においてフィットネスクラブへの入会が禁じられている方。
- ⑦ 13歳未満の方。
- ⑧ 未成年（20歳未満で、婚姻したことがない方）で本クラブの利用に関して親権者の同意を得られない方。  
また、13歳以上16歳未満で、本クラブの施設利用時に保護者の同伴を得られない方。
- ⑨ 過去に本クラブで除名処分となったことがある（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。ただし、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認めた方は、この限りではない。
- ⑩ 次のいずれかに該当する方。
  - ・刺青、ファッショントゥーがある方。
  - ・集団感染するおそれのある疾病（感染症・感染性皮膚病）の方。
  - ・身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方。
  - ・入会手続きの時点で妊娠している方。
- ⑪ その他、会社または本クラブが会員としてふさわしくないと判断した方。

## 第5条 入会手続き

- ① 本クラブを利用する方は、本規約を承認の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会社の承認を得、契約を

行う事により会員となります。

- ② 未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帶して負うものとします。
- ③ 会員となる方は、入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、メールアドレス、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所、および会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。
- ④ 本クラブは会員の顔写真を撮影し、入会手続きによって付与された会員番号を付したデジタル情報として保有し、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認に利用します。
- ⑤ 会員資格を喪失した方が、本クラブに再度入会を希望する場合、会社は資格喪失理由により、入会金・諸会費・諸料金の割引を適用しない場合があります。また、本クラブは、第4条⑧により、再度入会資格を認めた方について、諸会費・諸料金の支払方法を指定する場合があります。

## 第6条 会員証

- ① 本クラブは会員に対して会員証を発行しこれを貸与するものとし、会員は本クラブの施設を利用するときは、会員証を必ず携帯し入退館時に提示するものとします。
- ② 会員は会員資格を喪失したときは、直ちに所有の会員証による入館・利用を差し止めるものとし、速やかに会員証を返還していただきます。やむをえず返却できない場合は会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。
- ③ 会員証を紛失、あるいは盗まれた際には、速やかに所定の方法で必ず再発行の手続きをお取りいただきます。
- ④ 会員証は本人のみが使用する事ができ、他人に貸与、譲渡、相続できません。万一、会員証を貸与した場合は除名の対象とします。

## 第7条 諸会費、諸料金等

- ① 会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。本クラブは未成年の会員の親権者、または会員資格のある会員の家族を会員の代理人として、諸会費・諸料金の納入を認める場合があります。この場合、会員の代理人は本規約に基づく責任を本人と連帶して負うものとします。
- ② 諸会費・諸料金にかかる消費税は会員の負担とします。尚、消費税法の改正等により消費税率が変更される場合、適用日以降に該当する期間の諸会費・諸料金に係る消費税について、前払金を含め法改正の内容に従い、会員は会社が定めた方法で差額を負担するものとします。
- ③ 諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。本クラブは会員の利用権利に応じて入会金を設ける場合があります。入会金の有無、金額は別に定め、会員は入会時にこれを支払うこととします。入会金は契約締結のためのものであり、理由の如何を問わず会員にこれを返還しないものとします。
- ④ 利用回数の有無にかかわらず、所定の退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。尚、諸会費・諸料金の一括払い・前払い契約期間中に退会した場合は、第12条第8項に基づいて返還するものとします。
- ⑤ 会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは入会金・諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、会社が定めた方法により告知するものとします。
- ⑥ 月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。
- ⑦ 一旦納入いただいた諸費用に過払金が生じた場合、会社所定の退会手続きが完了するまでの間、会社が適當と認める順序、方法によりいずれかの債務にも充当することができるものとします。また、法令の定めまたは会社が認める理由がある場合のみ返還いたします。尚、返還先は、会員本人または本条①で予め会社が認めている会員の代理人とします。
- ⑧ 会員が会費等その他の債務を、支払期日を過ぎてもなお履行しない場合は、会社は会員に対し、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年 14.5%の割合で計算される全額を延滞利息として、会費等その他の債務

と一括して、本部が指定する方法で支払いを求めるものとします。その際の必要な振込手数料およびその他の費用は、全て当該会員の負担とします。

## 第8条 会員以外の施設の利用

- ① 会員が同伴した会員以外の方(以下、同伴ビジターという)は、同伴した会員の利用資格に準じて施設・サービスを利用することができます。同伴ビジターは会社が別途定めた施設使用料金を支払うものとします。
- ② 同伴ビジターは、施設設備の一部において利用が制限される場合があり、従業員の指示に従うものとします。
- ③ 会社は、特に必要と認めた場合以外は、会員以外の方(以下、ビジターという)に本クラブの施設・サービスの利用を認めません。
- ④ 同伴ビジターは、施設・サービス利用のための資格確認、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本規約が適用されます。

## 第9条 遵守事項

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守し、本クラブでは従業員の指示に従わなくてはなりません。

- ① 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、本クラブ従業員による説明並びに指示に従わなければなりません。
- ② 本クラブの利用時は、常に本クラブが定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。
  - ・ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット(びょう)がついている衣服、履物または服飾品。
  - ・サンダル、草履、または長靴。裸足。ヒールが高い、または滑りやすい履物。スパイクシューズ等、施設または器具を傷つける可能性のある履物。
  - ・その他、本クラブがふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品。
- ③ 本クラブ内において、以下の行為は禁止されます。
  - ・営利目的または宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動、その他本クラブの目的と反する活動を行うこと。
  - ・飲酒または喫煙、法律で禁止された薬物等を使用すること。
  - ・13歳以上 16歳未満の未成年の会員が親権者の同伴なしに利用すること。
  - ・他の会員または同伴ビジターに対し、パーソナルトレーニングを行い、またはそのように評価される活動を行うこと。
  - ・本規約に基づき本クラブの利用を認められていない者を同伴させること。
  - ・タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む)を露出させること。
  - ・施設、器具または什器を故意または過失により破損すること。
  - ・大声または奇声を発すこと。
  - ・他の会員、ビジター、本クラブのスタッフに対して暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他の迷惑行為と受け取られる言動をすること。
  - ・動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬および聴導犬を除く)
  - ・刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。
  - ・許可なく施設内で撮影・録音すること。
  - ・本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し。施設内に落書きや造作をすること。
  - ・所定の場所以外での排泄行為。
  - ・痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。
  - ・他人や従業員を待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。
  - ・正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。
  - ・支払うべき諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。
  - ・本クラブの秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること。

## 第10条 入館の禁止、退場

会社および運営会社は下記の項に該当する方に入場禁止、退場および施設・サービス利用の制限を命じることができます。また本クラブへの入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

- ① 本規約および諸規則を遵守しない方。
- ② 第4条に定める入会資格を欠いていると判断した者。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者。
- ③ 酒気を帯びている方。
- ④ 健康状態により、医師から運動や入浴を禁じられている、またはてんかんであることが判明したとき。会社が運動や入浴、サービス利用することが好ましくないと判断した方。
- ⑤ 妊娠の方。（入会後に妊娠が判明した方は、休会または退会の手続きをして頂くこととします。会社および運営会社は、会員が本クラブに妊娠の申告をせずに施設利用をした場合の責任は一切負いません。）
- ⑥ 著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した者。
- ⑦ 集団感染するおそれのある疾病（感染症・感染性皮膚病）の方。
- ⑧ 正当な理由なく本クラブの従業員の指示に従わない方。
- ⑨ 過去に本クラブで除名の通告を受けたまたは除名処分となったことがある（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。
- ⑩ 本クラブの承諾なく会員証を持たずに入館した者。
- ⑪ 18歳未満の者は帰宅時間が23時を超える者（条例等によって定められている時間が地域によって異なる場合はそれに準じる）。
- ⑫ 第9条で禁止されている行為を行った者。

## 第11条 休会及び復会

- ① 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、必ず本人が、休会を希望する前月の10日まで（休業日の場合は前営業日）に来店し、所定の休会届の記入による手続きを行った上で、休会開始希望月の1日より休会扱いとなります。各月の11日以降に休会手続がとられた場合は、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いただきます。
- ② 代理人による手続きまたは電話、電子メール、ファックス、その他の方法による申し出は受け付けられません。ただし、入院、怪我等会員本人の来店による休会手続きが不可能と本クラブが判断した場合には、この限りではありません。
- ③ 本クラブは手続きの際、休会届の控えを交付し、会員はこれに記載される休会年月を自ら確認するものとします。
- ④ 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。
- ⑤ 一回の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月とし、休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、休会開始から合計で6ヶ月を上限として、再度休会届を提出することにより延長が可能です。
- ⑥ 本条の休会手続が完了しない場合は休会扱いとなりませんので、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。
- ⑦ 休会会員は、本人の申し出により随時復会することができます。復会月より所定の月会費をいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いただきます。復会手続きが10日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いただきます。
- ⑧ 休会に伴い、本クラブは、長期契約（1年一括前納等）に基づき既納された会費等がある場合は、これを正規料金で換算した上、月単位での経過月分を差し引いて返還するものとします。その際の必要な振込手数料およびその他の費用は、全て当該会員の負担とします。

## 第12条 退会

① 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、必ず本人が、退会を希望する月の 10 日まで(休業日の場合は前営業日)に来店し、所定の退会届の記入による手続きを行った上で、当該月の末日をもって退会することができます。各月の 11 日以降に退会手続がとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。

① 会員は、入会から 6 ヶ月間は退会できないこととします。6 ヶ月を経過後、退会希望の場合は当月 10 日までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受付ません。10 日を過ぎた場合は本クラブの事務手続き上、翌月末扱いになり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。なお、休会期間は在籍期間には算入されません。

上記の定めにかかわらず、入会から 6 ヶ月経過前であっても、怪我・妊娠などのやむを得ない事由が生じた場合は、当該事由の証明資料を提示することをもって、退会することができるものとします。

② 代理人による手続きまたは電話、電子メール、ファックス、その他の方法による申し出は受け付けられません。ただし、入院、転居等会員本人の来店による退会手続きが不可能と本クラブが判断した場合には、この限りではありません。

③ 本クラブは手続きの際、退会届の控えを交付し、会員はこれに記載される退会年月を自ら確認するものとします。

④ 本条の退会手続が完了しない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても通常の会費等が発生します。

⑤ 会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。会費等の全部または一部が未納の場合は、本条の退会届の提出までに完納しなければなりません。

⑥ 退会届の提出までに未払い料金を完納出来ない場合は、完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。

⑦ 会員が自己都合により会費等の全部または一部の滞納が 3 カ月間となった場合、または会費等の全部または一部を支払わない月が 3 カ月連続した場合は、強制退会とします。また滞納分については全額現金または会社が指定した方法で支払わなくてはなりません。

⑧ 退会に伴い、本クラブは、長期契約(1年一括前納等)に基づき既納された会費等がある場合は、これを正規料金で換算した上、月単位での経過月分を差し引いて返還するものとします。その際の必要な振込手数料およびその他の費用は、全て当該会員の負担とします。ただし、強制退会の会員はこの限りではなく、第14条第2項に従うものとする。

### 第13条 届出等

- ① 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに本クラブにおいて、所定の手続をもって変更の届け出をしなければなりません。
- ② 会員の氏名、生年月日、性別、メールアドレス、連絡先電話番号、現住所、緊急連絡先と電話番号、郵便物送付先、勤務先名称と勤務先住所について、本クラブが変更の事実を確認した場合は、本人の同意をもって登録内容を変更できるものとします。
- ③ 本クラブから会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。
- ④ 本クラブから会員への諸通知等をEメール等で通知する場合、会員から届出のあった登録内容に基づいて行い、表示または発信をもって効力を有するものとし、未確認または不到達等以後の責を負いません。
- ⑤ 会員が連絡先の変更を怠った場合、郵便物を希望しない場合、もしくはEメール等を利用しない場合は、会社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したものとみなすことには異議はないものとします。
- ⑥ 本クラブは、本人確認等やサービスを提供する上での照合、サービスを利用いただくための資格等の確認のため、入会手続きの際に撮影した顔写真の更新が必要と判断した場合、会員の顔写真を撮影できるものとします。

### 第14条 強制退会

- ① 会社および運営会社は、会員が次のいずれかに該当するときは、当該会員を本クラブから強制的に退会させることができます。
  - ・本規約および本クラブの諸規則を遵守しないとき。
  - ・会社または運営会社において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
  - ・第12条第7項に該当し、本クラブからの催告に応じないとき。
  - ・その他、会社および運営会社において、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき。
- ② 本クラブから強制的に退会させられた会員に対しては、会社および運営会社は、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。
- ③ 強制退会処分を受けた会員は、将来にわたり会社の運営する全ての施設に入会および立ち入ることができないものとします。

### 第15条 資格喪失

会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- ① 退会

- ② 死亡または法人の解散
- ③ 除名
- ④ 失踪宣言を受けた時
- ⑤ 本クラブの閉鎖

#### 第16条 会員資格の譲渡禁止等

本クラブの会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

#### 第17条 盗難

会員は、本クラブに設置されているロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。収納物の盗難・毀損その他本クラブの利用に際して生じた盗難・毀損等については、会社および運営会社はその故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

#### 第18条 紛失物・忘れ物・放置物

- ① 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、会社および運営会社は一切損害賠償・補償等の責を負いません。
- ② 忘れ物・放置物については、原則として 2 週間保管した後、処理させていただきます。

#### 第19条 賠償責任

- ① 本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、会社および運営会社はその故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
- ② 会員が本クラブの施設利用に際して会社、従業員または第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償の責に任じるものとします。
- ③ 会員は、紹介または同伴したビジターの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴したビジターと連帶して賠償責任を負わなければなりません。
- ④ 会員が未成年者の場合、保護者は自らを本規約に基づく責任を本人と連携して負担しなければなりません。

#### 第20条 営業日および営業時間

本クラブの営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、別に定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

#### 第21条 施設の利用制限

本クラブは、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、本クラブが別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。

- ① 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと会社が判断し、営業が困難と認めたとき。

- ② 施設の点検、補修または改修をするとき。
- ③ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき。
- ④ その他会社が休業を必要と認めるとき。
- ⑤ 前項の場合、その旨を事前に本クラブのホームページにて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

## 第22条 施設の閉鎖・変更

本クラブは次の理由により施設の全部または一部を閉鎖または変更することがあります。

- ① 気象・災害等により会員にその被害が及ぶと本クラブが判断し、営業を不可能と認めたとき。
- ② 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他会社の経営上の事情により止むを得ざる事由が発生したとき。
- ③ その他運営が困難と会社が判断したとき。

## 第23条 解散

- ① 本クラブは止むを得ざる事由が発生した場合には、事前に予告をすることにより、解散することができます。
- ② 解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- ③ 本クラブの解散の場合、会社および本クラブは会員に対し、特別の補償は行いません。

## 第24条 通知予告

本規約および本クラブの諸事情に関する通知または予告は、本クラブ施設内の所定の場所に掲示する方法により、これを会員に告知するものとします。

## 第25条 本規約その他の諸規則の改定

会社および運営会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもってすべての会員に適用されます。

## 第26条 適用法および専属的合意管轄裁判所

本会員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と本クラブの間で訴訟の必要が生じた場合、会社の本社所在地を管轄する地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則.

- ① 本規約は、2018年10月10日より発効します。
- ② 本規約は、2022年9月1日に一部を改正し施行します。